

自己負担額が
0円でも、

お子さんの医療費はタダではありません

医療保険者負担分
(7割または8割)

共済組合が負担

自己負担分
(2割または3割)

自治体が負担

医療費総額の
7割(または8割)を
共済組合が
負担しています



誤解されることも多いようですが、子どもの受診にも医療費は発生しています。医療費の7割または8割を共済組合が負担し、自己負担分を自治体が負担しているのです。

共済組合が負担する医療費に充てられている財源は、皆さまから納めていただいている掛金です。自己負担がないからといって、休日・夜間問わず気軽に医療機関を受診するのではなく、明らかに緊急を要する急病の場合以外は、まずは13ページに掲載している救急電話相談を活用するなど、適正受診にご協力をお願いいたします。